

温泉法第18条は「温泉の成分等の掲示」を定めています。

温泉利用事業者が掲示しなければならない項目

以下の事項を、施設内の見やすい場所に掲示することが義務付けられています。

- ① 源泉名
- ② 温泉の泉質
- ③ 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- ④ 温泉の成分
- ⑤ 温泉の成分の分析年月日
- ⑥ 登録分析機関の名称及び登録番号
- ⑦ 浴用又は飲用の禁忌症
- ⑧ 浴用又は飲用の方法及び注意
- ⑨ 温泉に水を加えて公共の浴用に利用する場合は、その旨及びその理由
- ⑩ 温泉を加熱して公共の浴用に利用する場合は、その旨及びその理由
- ⑪ 浴槽等で使用された温泉を再び浴槽等で使用する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む）及びその理由
- ⑫ 温泉に入浴剤を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に利用する場合は、その入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由

※ ⑨～⑫の項目については、実施している場合に掲示することが義務付けられています。

自主的に掲示することが望ましい項目

最近、温泉利用者から多くの情報提供が求められています。温泉利用事業者におかれましては、以下の項目などについても自主的、積極的な情報提供をお願いします。

- ◎ 加水・加温・循環及び入浴剤や消毒処理の程度
- ◎ 加水する場合の、水道水・井戸水・沢水等の種別
- ◎ 源泉の状況（自噴・動力揚湯の別、ゆう出量、掘削深度など）
- ◎ 源泉から温泉利用施設までの供給方法・供給量
- ◎ 浴槽の清掃の状況
- ◎ 湯の入替頻度
- ◎ 浴槽の湯口等における飲用の適否等の情報

温泉成分の定期的な分析（10年ごと）、その結果に基づく掲示内容の更新が義務付けられています。

問い合わせ先

温泉成分分析の依頼は、登録分析機関（以下「一覧表」参照）にお問い合わせください。

登録分析機関一覧表（環境省ホームページ）

<https://www.env.go.jp/nature/onsen/contact/index.html>

また、ご不明の点がありましたら、最寄りの保健福祉事務所（長野市の場合は長野市保健所、松本市の場合は松本市保健所）にお問い合わせください。

担当所・課名	所在地	電話番号
佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課 生活衛生係	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎内	0267 (63) 3165
上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課 生活衛生係	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内	0268 (25) 7150
諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課 生活衛生係	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10 諏訪合同庁舎内	0266 (57) 2928
伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課 生活衛生係	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265 (76) 6865
飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課 生活衛生係	〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎内	0265 (53) 0445
木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1 木曾合同庁舎内	0264 (25) 2235
松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課 生活衛生係	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内	0263 (40) 1940
大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課	〒398-8602 大町市大町1058-2 大町合同庁舎内	0261 (23) 6528
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課 生活衛生係	〒380-0936 長野市中御所岡田98-1	026 (225) 9065
北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課	〒389-2255 飯山市大字静間1340-1	0269 (62) 3106
長野市保健所 食品生活衛生課 薬務・生活衛生担当	〒380-0928 長野市若里6丁目6-1	026 (226) 9970
松本市保健所 食品・生活衛生課 薬事・生活衛生担当	〒380-8765 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内	0263 (40) 0704